

第20回「大阪弁護士会人権賞」 候補者の推薦及び応募について

本会では、第20回「大阪弁護士会人権賞」候補者を、下記要領で募集いたします。

皆様の身近にどなたか相応しい方・団体（グループを含む。以下同じ。）がおられましたら、別紙にて**応募**又は**推薦**をお願いいたします。

◆募集要領◆

1 この賞の目的

人権擁護と社会正義の実現は、弁護士の職責です（弁護士法1条）。大阪弁護士会は、その役割を果たすべく、公害・環境保全、消費者、女性、外国人、子ども、高齢者、障がい者、犯罪被害者、被拘禁者の権利等様々な分野にわたって、たゆみなく人権擁護活動を行ってきました。

しかしながら、社会には、本当に頭の下がる人権擁護活動をなさっている多くの方々がおられます。そのような方々に敬意を表し、手を携えて、個人の尊厳が守られる社会を共に作っていきたいと考えています。

2 この賞は、次のような方を対象としています

以下の活動をされている個人及び団体（ただし、弁護士個人及び弁護士のみで構成される団体等は除きます。）で、近畿地区に住所、事務所または活動の本拠を置いている方。ただし、その活動が全国的又は国際的の広がりがあるときは、本拠地が近畿地区外であっても、近畿地区で活動を行っている場合は、対象となります。

- ① 子ども、高齢者、障がい者、女性、外国人、犯罪被害者等社会的弱者（新型コロナウイルス感染拡大によって生じた社会的困難に苦しむ人を含みます。）の人権擁護活動
- ② 消費者問題、公害・環境問題等の分野における人権擁護活動
- ③ 人権思想の確立のための実践、研究、啓発
- ④ 国際的な人権擁護活動又は研究
- ⑤ その他諸分野における人権擁護に関する活動又は研究

3 賞の内容

原則として3名（3団体）の方に表彰状と副賞（1名（1団体）あたり30万円を上限とし、副賞総額金90万円）を贈呈します（ただし、選考の結果、表彰が1名（1団体）もしくは2名（2団体）にとどまることもあります。）。

なお、本年度につきましては、3名（3団体）のうち、1つは新型コロナウイルス感染症拡大によって生じた社会的困難に苦しむ人たちに対しての人権擁護活動に取り組んでいる個人若しくは団体を表彰することを想定しています。

4 応募・選考方法

自薦又は他薦により、受賞候補者を募りますので、次の書類を下記の7まで**郵送**してください。

- ① **応募書**（自薦）又は**推薦書**（他薦）
- ② 活動実績に関する資料（アピールできるものを中心に）
- ③ 登記簿、定款、寄付行為又はそれに類似する書類
- ④ 会計報告書等の財務状況が分かる資料（過去3年分）※

これを受けて、当会会員以外の委員4名と当会会員3名からなる大阪弁護士会人権賞選考委員会で選考して、これを会長に答申し、会長が受賞者を決定します。

※ 新型コロナウイルス感染に取り組んでおられる個人若しくは団体につきましては、直近の活動のみでも応募可能です。

5 大阪弁護士会人権賞選考委員会委員（敬称略・順不同）

元 百合子	大阪経済法科大学21世紀社会総合研究センター客員研究員
榎井 縁	大阪大学大学院人間科学研究科未来共創センター特任教授
岡村 邦則	朝日新聞大阪本社編集局長
弘本由香里	大阪ガス株式会社エネルギー・文化研究所特任研究員
阪口 祐康	当会副会長
井上 圭吾	当会常議員会議長
大畑泰次郎	当会人権擁護委員会委員長

6 選考スケジュール

推薦・応募締切 令和2年7月31日（金）必着（選考委員会の議を経て、11月頃に受賞者を決定予定）

7 本件に関するご提出先・お問い合わせ先

大阪弁護士会 委員会部人権課 人権賞担当事務局

〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5(TEL:06-6364-1227 FAX:06-6364-7477)